

## 改正弁理士法の施行状況について

### 1. 弁理士の業務の見直し

弁理士の業務として、工業所有権の出願手続代理等の従来業務に加え、裁判外紛争処理や、非独占業務としての知的財産の契約代理等の業務を追加し、知的財産関連の法務サービスを充実強化。他方、従来の弁理士の独占業務範囲を縮減（登録手続等の代理）し、多様な民間サービスの参入を促進。

#### 《ポイント》

権利取得業務のみから、知財取引・裁判外紛争処理サービスの担い手としても活躍可能

弁理士の独占業務を一部開放し、民間サービスの参入を促進

#### (1) 仲裁機関の指定

平成13年2月5日付けで、弁理士法施行規則第1条に基づき「日本知的財産仲裁センター」及び「(社)国際商事仲裁協会」(現、(社)日本商事仲裁協会)を指定した。

#### 【指定仲裁機関の実績】

日本知的財産仲裁センター：仲裁申立：3件(内、弁理士の代理1件)

調停申立：65件(内、弁理士の代理31件)

J P ドメイン名紛争処理申立：38件(内、弁理士の代理15件)

(指定以降 H18.3.31 現在)

(社)日本商事仲裁協会：仲裁・調停申立106件(ただし、知財関係は0件)  
(指定以降 H18.3.31 現在)

平成17年の不正競争防止法の一部を改正する法律(同年11月施行)により、当該仲裁機関においては、著作権についても裁判外紛争解決手続(ADR)代理の対象となった。

#### (2) ライセンス契約等の代理・相談業務の明確化

知的財産権等(著作権を含む)に関する契約の仲介・代理業務やこれらに関する相談業務について、平成14年2月1日より弁理士として行うことができる業務となった。

### (3) 水際（税関）における輸入差止手続等の代理業務

知的財産権を侵害する物品について、その輸入差止申立を行う前に権利者、輸入者双方から主張、立証を行わせる認定手続及び認定手続の申立手続について、権利者の代理人として関与することが認められた。

### (4) 専権業務の縮小

特許料・登録料の納付手続や特許原簿等への登録申請手続等、権利取得後の手続のうち比較的専門性の低いと考えられる手続（弁理士法施行令第6条）の代理業務については、弁理士の独占業務から除外し、誰でも業として行うことができることとした。

## 2. 特許権等の侵害訴訟代理権の付与

弁理士への侵害訴訟代理権の付与については、弁理士法の全面改正を答申した平成11年12月の工業所有権審議会においても議論がなされたが、司法制度改革全体の枠組みの中での検討が必要として司法制度改革審議会に検討要請が行われた。同審議会においては、知的財産関係事件への総合的な対応強化と隣接法律専門職種の活用等の観点から検討がなされ、平成13年6月の意見書において、弁理士に信頼性の高い能力担保措置を条件に、侵害訴訟代理権を認めるべきとの提言がなされた。

上記意見書を踏まえ、特許権等の侵害に係る訴訟に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うことをその内容とする弁理士法の一部を改正する法律が平成14年4月17日に公布された。

特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る。）における訴訟代理権を弁理士に付与する（従来から補佐人としては関与が可）。このため、訴訟代理権の付与を希望する弁理士に対し信頼性の高い能力担保措置を講じる。弁理士の出廷について、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができる。

#### 《能力担保措置のアウトライン》

訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士が対象

研修及びその効果確認を主たる目的とする試験により構成

研修は、民事訴訟に関する実務的なもの（民事訴訟実務に関する講義及び模擬事例を用いた演習形式の研修等）が中心

研修の骨格等は国が定めるとともに、その実施主体は日本弁理士会

試験においては、研修修了者が、民法・民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得していることを確認

能力担保研修及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施状況については別添参照(別添2)

### 3 . 弁理士試験の見直し

弁理士試験における受験者の負担を軽減し、若く有為な人材の参入を促進するため、弁理士試験制度を改革。

《ポイント》

試験内容の簡素・合理化、大学院修了者及び他資格の保有者への一部試験免除  
著作権法等新規業務に必要な試験の追加

- (1) 受験資格要件、予備試験の廃止（平成13年から実施）
- (2) 新弁理士試験の開始（平成14年から実施）
  - ・ 短答式筆記試験の試験科目追加（著作権法、不正競争防止法）
  - ・ 論文式筆記試験の必須科目の削減（5 3科目）  
（特、実、意、商、条約 特実、意、商）
  - ・ 論文式筆記試験の選択科目の選択数の削減（3 1科目）  
（法文系10 + 技術系31 から3科目選択 法文系1 + 技術系6 から1科目選択）
  - ・ 論文式筆記試験の選択科目の他資格の保有者等への免除  
選択科目に対応する分野で博士又は修士の学位を取得した者  
行政書士  
薬剤師  
情報処理技術者試験合格者 等
  - ・ 論文式筆記試験の選択科目（技術系科目）に先端技術分野を採用  
「バイオテクノロジー」、「情報通信工学」
- (3) この結果、受験者、合格者とも大幅に増加。  
弁理士試験の実施状況については別添参照（別添1）

### 4 . 特許業務法人制度の創設

総合的かつ継続的なサービスの実現、弁理士の地域展開の促進を図るため、弁理士事務所の法人化を解禁するとともに、法改正と併せて、会則で禁じられてきた地方支所の設置を解禁。

《ポイント》

社員は2人以上の弁理士  
社員は全て無限責任  
法人の業務は弁理士の業務範囲と基本的に同一

- (1) 弁理士事務所の法人化を解禁  
平成18年3月末日現在で、特許業務法人数は54である。

(2) 弁理士会会則で禁じられていた地方支所の設置を解禁

平成18年3月末日現在で、全国296箇所に支所が設置されており、弁理士ゼロ県は解消されている。

## 5. 弁理士の職責・義務の明確化及び競争制限的規定の見直し

弁理士の職責・義務等の規定の整備を行うとともに、競争促進によるコスト削減、国民へのサービス向上等の観点から、弁理士の報酬額表規定の削除、法改正と併せた弁理士の広告制限の撤廃等。

### 《ポイント》

弁理士の職責・義務の明確化、懲戒制度の整備

主務大臣の認可事項の削減、標準額報酬表規定の削除

広告制限等競争制限的規定の見直し（会則の見直し）

(1) 弁理士の職責・義務規定の整備

弁理士の職責を定め、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないこととした（第3条）。また、守秘義務や信用失墜行為の禁止等の弁理士の義務の明確化を図るとともに、業務範囲の拡大に対応して、業務を行えない事件（利益相反行為の禁止）の範囲を拡大することとした（第31条）。

(2) 懲戒制度の整備

弁理士に対する懲戒をより実効あらしめるため、業務停止期間の延長（1年から2年に）、経済産業大臣の調査権（報告徴収権、書類提出命令権）の創設等、懲戒制度の整備を図った。

平成18年3月末日現在で改正弁理士法施行後における懲戒処分実績（処分者：経済産業大臣）は、1人（戒告：平成16年12月24日執行）である。

(3) 競争制限的規定の見直し

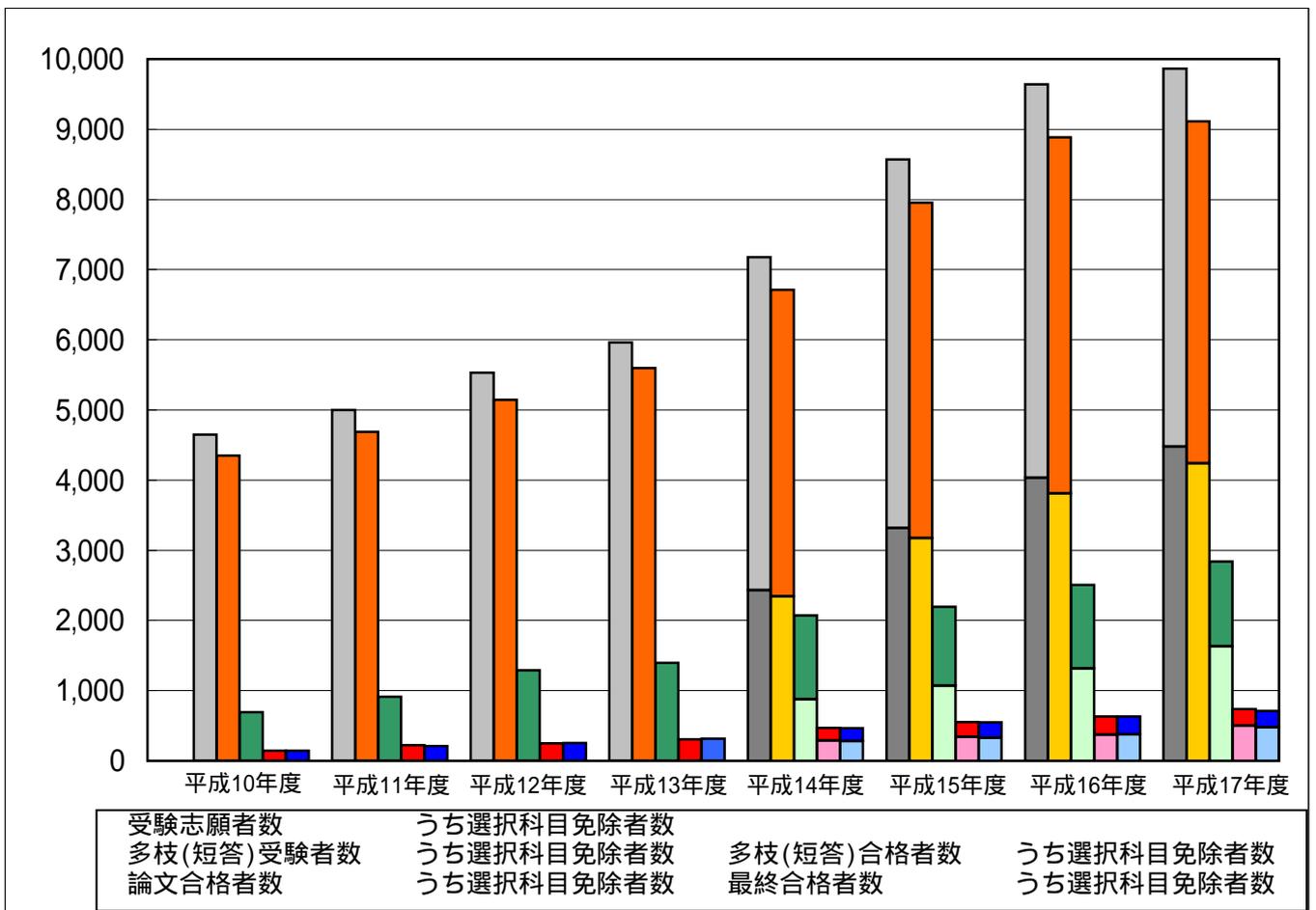
従来、弁理士会の会則記載事項として「謝金及び手数料に関する事項」が法定されており、弁理士会が報酬額表を定める際の法律上の根拠となっていたが、規制改革による競争促進の観点から規制緩和推進3か年計画（改定）（平成11年3月30日閣議決定）を踏まえ、これを削除することとした。これにより、報酬額表のあり方が見直され、いわゆる標準報酬額表が廃止された。

なお、法改正と併せて広告制限の見直し、TLO（技術移転機関）その他の民間企業への役員就任の円滑化等の弁理士会会則の変更が行われた。

## 弁理士試験実施状況（平成10年度以降）

	受験志願者数	多枝(短答) 受験者数	多枝(短答) 合格者数	論文合格者数	最終合格者数
平成10年度 (合格率：3.4%)	4,650	4,351	693	146	146
平成11年度 (合格率：4.5%)	5,002	4,690	912	223	211
平成12年度 (合格率：4.9%)	5,531	5,144	1,292	250	255
平成13年度 (合格率：5.6%)	5,963	5,598	1,395	306	315
平成14年度 (合格率：6.9%)	7,176 [2,432]	6,714 [2,346]	2,070 [879]	470 [288]	466 [281]
平成15年度 (合格率：6.9%)	8,569 [3,319]	7,953 [3,173]	2,193 [1,072]	551 [341]	550 [331]
平成16年度 (合格率：7.1%)	9,642 [4,036]	8,883 [3,812]	2,506 [1,315]	634 [372]	633 [376]
平成17年度 (合格率：7.8%)	9,863 [4,477]	9,115 [4,241]	2,840 [1,631]	738 [501]	711 [480]

[ ]内は選択科目免除者数(内数)

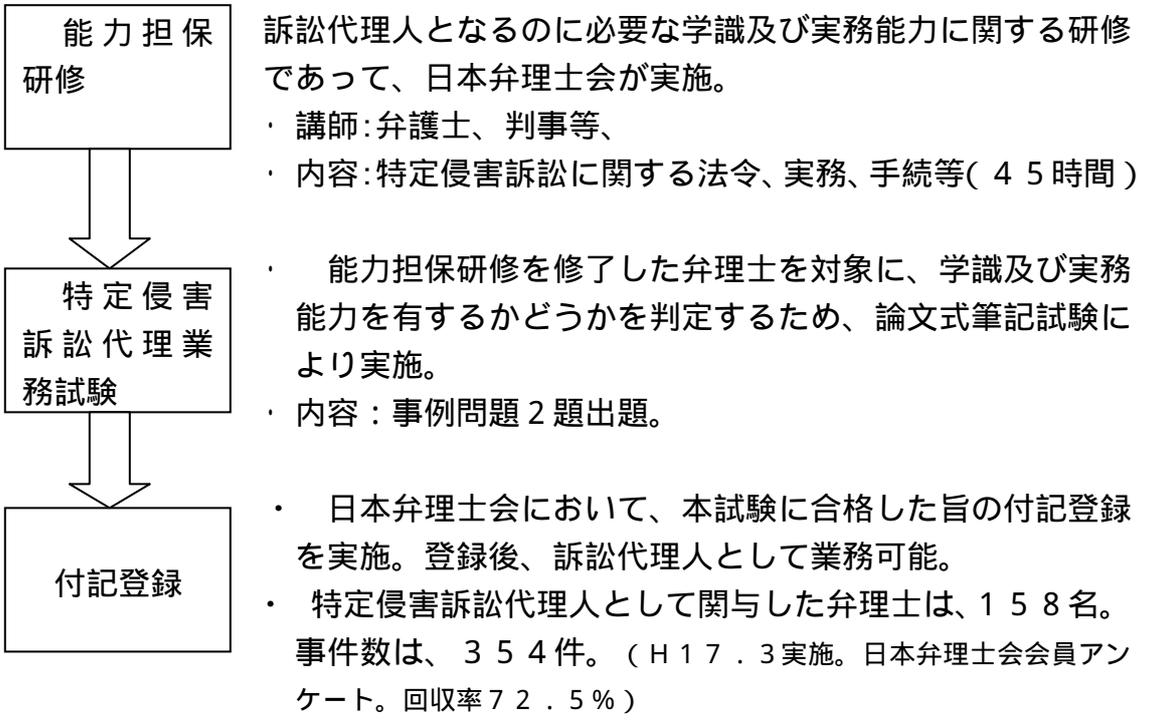


## 特定侵害訴訟代理業務試験の実施状況

**特定侵害訴訟代理業務試験について**

平成14年に弁理士法の改正を行い、弁理士の有する専門的知見を産業財産権に関する侵害訴訟に活用することを目的に、弁理士に対し信頼性の高い能力担保するための研修を修了した者に対し、特定侵害訴訟代理業務試験を実施している。その合格者が日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けた弁理士は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。

(注) 特定侵害訴訟とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。



### 特定侵害訴訟代理業務試験の結果

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
能力担保研修修了者	840人	806人	413人	2,059人
特定侵害訴訟代理試験				
) 志願者数	814人	985人	658人	2,457人
) 受験者数	804人	970人	640人	2,414人
) 合格者数	553人	613人	434人	1,600人
) 合格率	68.8%	63.2%	67.8%	66.3%
付記登録者数(平成18年3月31日現在)				1,479人